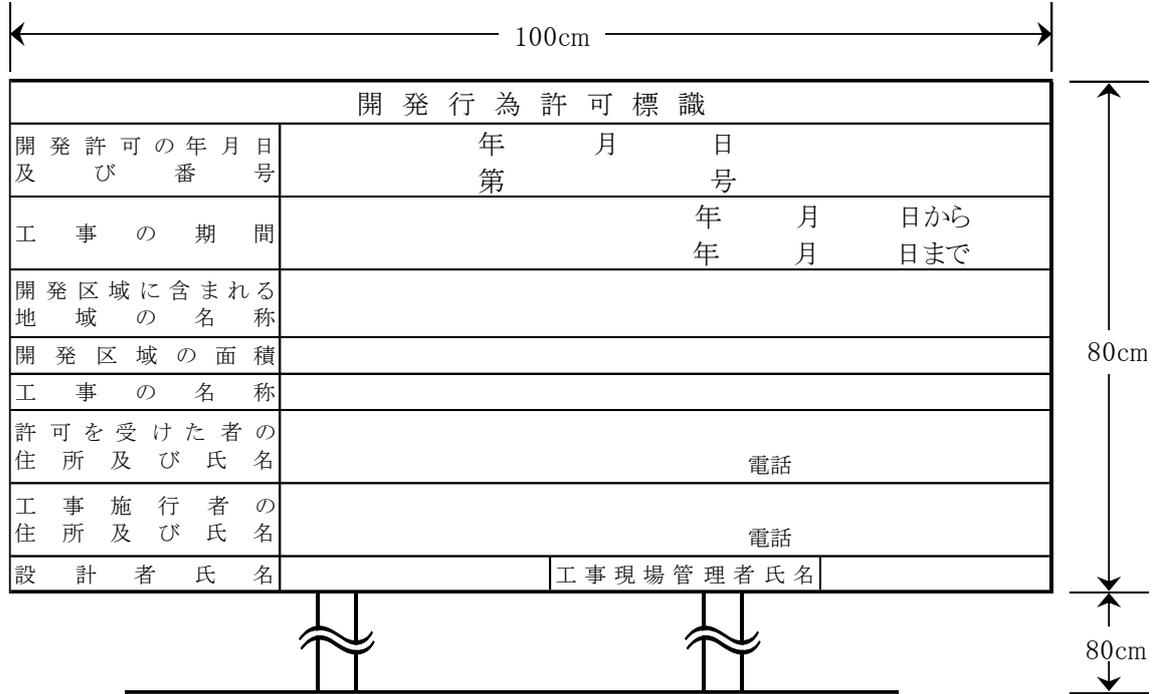


(1) 工事についての注意事項

1 開発許可の表示

都市計画に関する手続等を定める規則（昭和45年兵庫県規則第42号）第6条に定められた様式の開発行為許可標識を工事期間中、現場の見やすい場所に掲示してください。なお、許可に係る設計図書を工事現場に常備しておいてください。



2 設計変更

許可後、申請内容の変更などの設計変更をする場合は、その変更に係る工事についてあらかじめ変更許可を受けてから着手してください。なお、地番の分合筆に伴う確定測量の結果、開発区域の面積に増減が生じる場合は変更許可の対象となりますので開発許可権者の指示を受けてください。

3 工程報告

工事監理者は別表の各工程に達したときには、関係書類の整理をしておいてください。また、担当者から請求があったときは速やかに提出してください。

工程報告表（別表）

年 月 日  
兵庫県指令〇〇第 号（ ）

工 程 報 告	月／日	意 見 欄
1 防災施設埋設部分設置時	/	
2 盲暗渠敷設時	/	
3 段切完了時	/	
4 水路基礎完了時	/	
5 主要な暗渠敷設時	/	
6 道路側溝下の基礎栗石敷設時	/	
7 舗装工事着工前	/	
8 擁壁根切完了時	/	
9 RC擁壁基礎配筋完了時	/	
10 RC擁壁壁配筋完了時	/	
11 練石積造擁壁基礎完了時	/	
12 練石積造擁壁の全高の1/2の築造時	/	
13 各種検査（地耐力等）時	/	
14	/	
15	/	

#### 4 他の法令との関連

開発許可は建築物の敷地等を形成する行為についての許可です。他の法令による許認可は別に手続を必要としますので、他の法令に抵触する工事については所定の手続を完了した上で着手してください。

#### 5 工事中の防災

工事中は現場管理者を常駐させるとともに、危険防止、風水害防止及び公害防止等常に必要な措置をとった上で工事を進めてください。なお、工事場所内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないよう措置し、不慮の災害を起こさないよう注意してください。

#### 6 完了届

開発区域の全部（工区に分けて許可を受けた場合はそれぞれの工区）の工事を完了した場合は、工事完了届を提出し検査を受けてください。

#### 7 完了検査と完了公告

検査の結果、開発許可の内容に適している場合は、検査済証を交付します。なお、完了の公告は兵庫県公報に登載して行います。

#### 8 建築物の建築

開発行為の完了の公告があるまでは原則として建築物の建築はできません。

#### 9 開発登録簿

開発許可の内容は開発登録簿に登録され、一般者への閲覧及び写しの交付を行っています。建築基準法による確認申請書には、原則としてこの写しを添付してください。ただし、自己用の許可においては、許可書の写しでも可とします。

#### 10 工事の廃止届

開発行為を廃止する場合は、廃止時点における現況図及び公共施設の回復計画及び災害防止計画を添えて開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出してください。

#### 11 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に定める宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けたとみなされる場合は、開発行為の手続とは別に以下の各号の手続等が必要になります。

##### (1) 標識の掲示

宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条の規定に基づき宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式 23 の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識を工事期間中、現場の見やすい場所に掲示してください。また、許可に係る書類を工事現場に常備しておいてください。

##### (2) 定期の報告（同法で規定する定期の報告を要する規模の工事に限る。）

許可を受けた日から 3 箇月ごとに工事の実施状況を報告してください。

##### (3) 中間検査（同法で規定する特定工程を含む場合であって、中間検査を要する規模の工事に限る。）

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程を終えた場合は、特定工程終了報告書、工事写真（施行中及び特定工程終了時）及び試験結果報告書を添えて中間検査申請書を提出し検査を受けてください。

##### (4) 工事の中止の届出

工事を中止しようとする場合は、災害防止計画書を添えて工事の中止届出書を提出してください。

##### (5) 工事の再開の届出

中止した工事を再開しようとする場合は、工事の再開届出書を提出してください。

##### (6) 工事廃止の届出

工事を廃止しようとする場合は、廃止時点における災害防止計画書を添えて工事の廃止届出書を提出してください。

【宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式 23】

様式第二十三〔第87条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識					
← 90センチメートル以上 →					
〔宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可〕 〔特定盛土等に関する工事の届出〕			済標識		
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
↑ 50センチメートル以上 ↓					

[注意]

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

(2) 開発工事に関する写真撮影についての注意事項

1 写真撮影の目的

開発工事完了後、検査困難な箇所形状寸法及び工事施行状況等について撮影記録し、完了検査の資料とします。

2 写真撮影の箇所等

(1) 現況写真（工事施行前）

- ア 全景（少なくとも2方向か2種類以上）
- イ 公共施設（里道、水路、流末、池等）の状況

(2) 施行中の写真

- ア 仮設工事
  - (ア) 仮設構造物等（排水路、遊水池、沈砂地、防護施設等）
  - (イ) その他
- イ 整地工事
  - (ア) 伐開、抜根、焼却
  - (イ) 盲暗渠その他の埋設構造物（寸法明示のこと。）
  - (ウ) 段切の状況
  - (エ) 法面保護
  - (オ) その他（盛土部の締固め、竣工状況など）
- ウ 擁壁工事

- (ア) 床掘（寸法明示のこと。）
- (イ) 練石積造擁壁工及び透水層（寸法明示のこと。）（基礎、G L高、G Lより高さ1 mごと、天端等）
- (ウ) 鉄筋コンクリート造擁壁工及び配筋状況（寸法明示のこと。）（踵板、前壁、控壁、すべり止、透水層等）
- (エ) 水抜穴の設置状況（寸法明示のこと。）
- (オ) その他（竣工状況など）
- エ 排水施設工事
  - (ア) 掘削
  - (イ) 管渠の敷設状況（寸法明示のこと。）
  - (ウ) 水路等の構造物（寸法明示のこと。）
  - (エ) その他（マンホール、インバート、竣工状況など）
- オ 道路工事
  - (ア) 路床、路盤の転圧状況
  - (イ) 舗装の状況
  - (ウ) 側溝（寸法明示のこと。）
  - (エ) その他（幅員、竣工状況など）
- カ その他
  - (ア) 杭打の状況
  - (イ) 各種試験等の状況（地耐力、路床面の支持力等）
  - (ウ) その他（竣工状況など）

### 3 写真撮影の方法

各種構造物等寸法を明示して撮影する場合は、全てスタッフ、ポール等の測定器具をあて構造物等の寸法が明確に読みとることができるようにするとともに、撮影箇所、撮影年月日、構造物の内容等を記入した黒板を掲示して撮影してください。擁壁にあっては、種別（構造、擁壁高さ等）ごとに撮影箇所を定めて、各々の箇所について、床掘、基礎、G L高、G Lより1 mごとの高さ及び天端の部分を工程に応じて撮影してください。なお、撮影箇所は1街区の各辺少なくとも1箇所以上定めてください。

[撮影例] 黒板、ホワイトボード等に以下の内容を記入

工事名	〇〇〇開発工事
開発許可	兵庫県指令〇〇（建）第〇〇〇号（ ）
撮影年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
撮影箇所	No. 8
内容	石積擁壁（H=3.5m） GLより3m上り 勾配 5分

